

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則等の一部改正について

平成16年7月
海事局総務課

1. 背景

- ・ モーターボート競走は、刑法で禁止されている富くじ類似行為であるが、その違法性を阻却するために競走の売上金の一部を活用して公益事業を実施し、社会貢献することで認められているものであり、競走の開催に当たっては、公正かつ安全な実施の確保がモーターボート競走法（以下「法」という。）で要求されている。
- ・ このため、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員及び検査員は、「ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和26年運輸省令第77号。以下「登録規則」という。）」に定めるところにより、全国モーターボート競走会連合会（以下「全モ連」という。）の登録を受けなければならないとされており、登録に当たっては、ボート及びモーターについては告示で定める基準に合致していること、選手、審判員及び検査員については告示で定める資格検定試験に合格することが要件とされている。
- ・ 一方、選手、審判員及び検査員は、技量向上を図るために、養成・訓練施設である「やまと競艇学校」で1年間の養成・訓練を経て、上記資格検定試験を受験するのが通常である。

当該やまと競艇学校の入学試験は、審判員及び検査員については年齢が18歳以上であれば受験することができるが、1年間の養成・訓練課程修了後、資格検定試験に合格しても、現行の登録規則では21歳以上でないと全モ連の登録を受けることができないこと、選手については3年以上競走に出場しなければ正当な理由があっても強制的に登録消除されることなど制度的な問題が生じていることなどから、規制緩和を図るとともに登録事務の簡素化を図るために所要の改正を行う必要がある。

- (4) 併せて、関連する以下の告示についても、所要の改正を行うこととする。

モーターボート競走用ボート登録規格（昭和26年運輸省告示第202号）
モーターボート競走用モーター登録規格（昭和26年運輸省告示第203号）
選手資格検定試験規則（昭和26年運輸省告示第204号）
審判員資格検定試験規則（昭和26年運輸省告示第205号）
検査員資格検定試験規則（昭和26年運輸省告示第206号）

2. 改正概要

- ・ 審判員及び検査員の登録について、養成・訓練課程終了時の年齢を考慮して、登録可能年齢を「21歳以上」から「19歳以上」に引き下げる。
- ・ 選手の登録について、3年以上競走に出場しなければ強制的に登録を消除されることになっているが、正当な理由がある場合においては競走出場義務を免除する。
- ・ その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成16年8月下旬
施 行：平成16年9月1日